

三原市中央公民館清掃業務委託

特記仕様書

令和4年2月

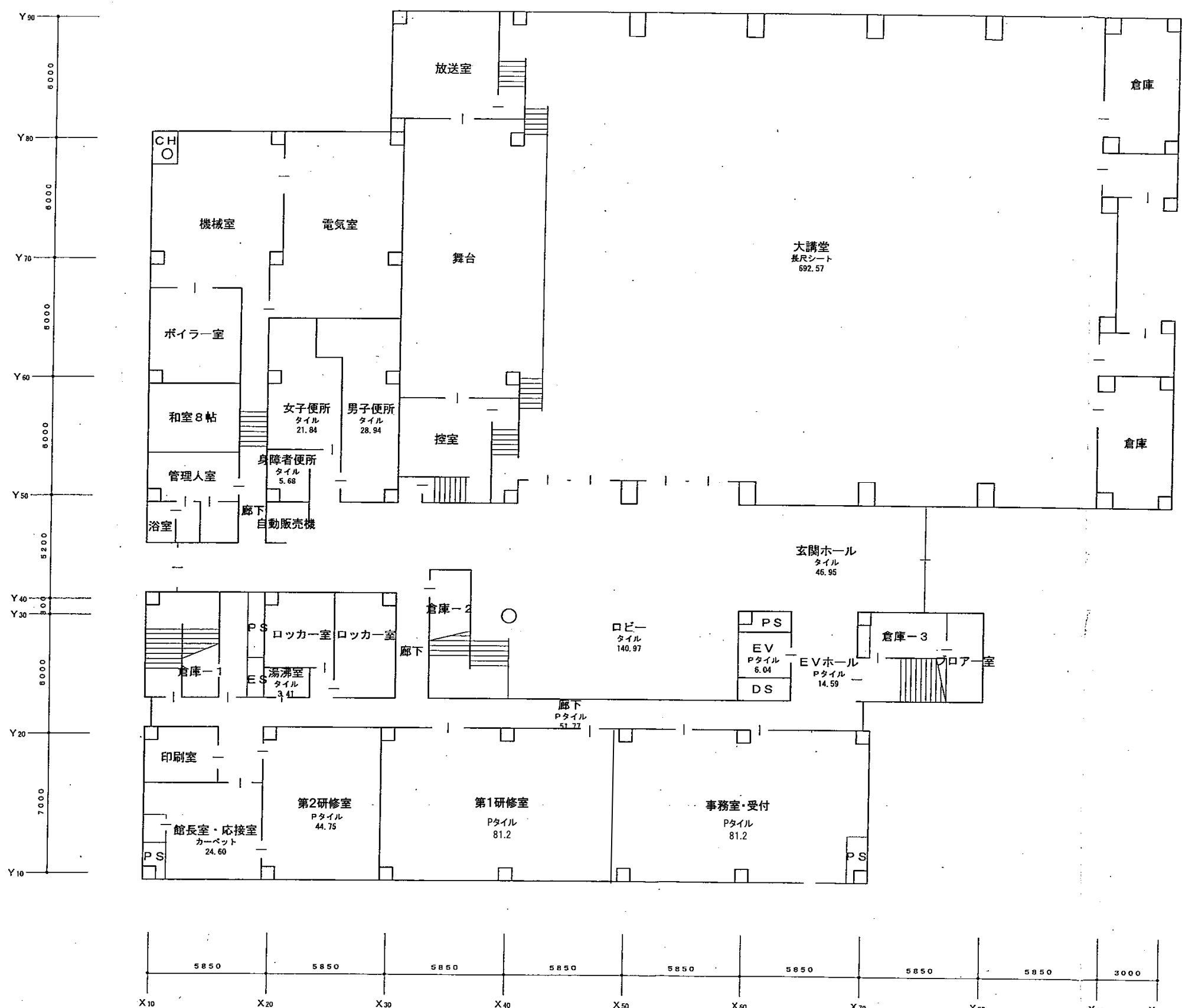
三原市

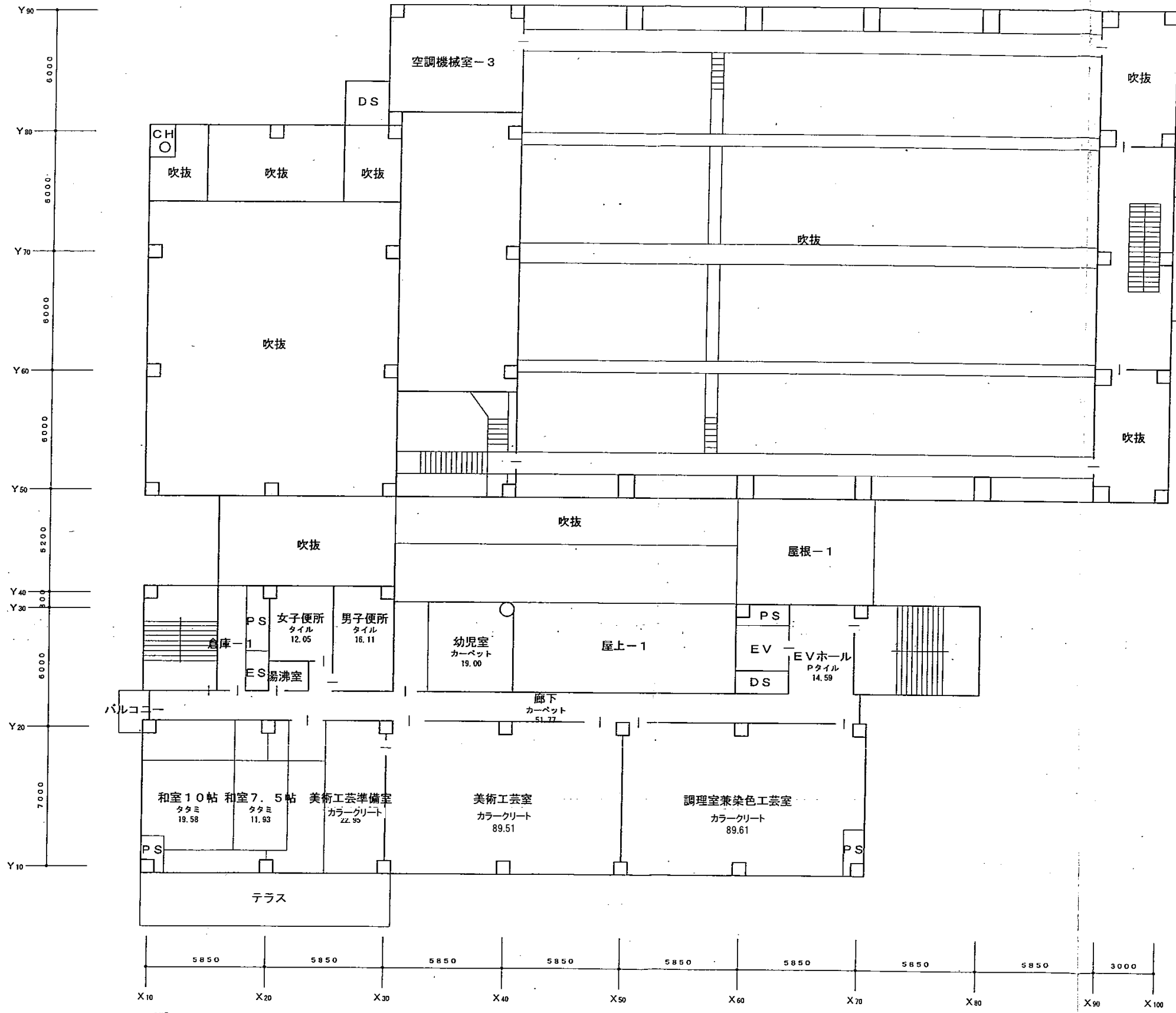
1. 業務名	三原市中央公民館清掃業務
2. 履行期間	自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日
3. 委託場所	三原市円一町二丁目3番1号
4. 対象建物	三原市中央公民館
5. 一般事項・清掃仕様	ビル清掃委託業務標準仕様書及びガラス清掃特記仕様書による。
6. 清掃種別・内容	<p>日常清掃 床及び床以外の日常清掃 「室別面積表」参照</p> <p>定期清掃 床及び床以外の定期清掃 「室別面積表」参照</p> <p>窓ガラス清掃 作業員の手の届く範囲(日常) 年1回(定期) ガラス面積 220㎡</p>
7. 作業計画・実施	作業の計画・実施においては三原市と受注者両者協議の上、管理表を作成し業務の進捗を図ると共に、定期的に報告する。
8. 作業日	<p>日常清掃 令和4年4月1日～令和7年3月31日 ただし、年末年始(12/28～1/4)を除く</p> <p>定期清掃 作業の都度、別途協議にて定め実施する。</p> <p>窓ガラス清掃 作業の都度、別途協議にて定め実施する。</p>
9. 作業時間	<p>日常清掃 別途協議の上実施する。</p> <p>定期清掃 別途協議の上実施する。</p> <p>窓ガラス清掃 別途協議の上実施する。</p>
10. 作業範囲・内容	<p>ア) 外構・排水口等</p> <p>イ) 中央公民館 地下1階～3階 別紙「室別面積表」及び「平面図」参照</p>
11. その他	<p>ア) 清掃業務を行うため、三原市は受注者に対し、鍵をその都度貸与するものとし、受注者は、この鍵を責任持って管理し、業務以外には使用しないものとする。</p> <p>イ) 作業員は1人を配置すること。</p> <p>ウ) 受注者が必要と認める軽微な作業は、本仕様書にない事項、不一致する事項でも受託の範囲で実施すること。</p> <p>エ) その他、この仕様書に定めのない事項は、三原市と受注者で協議して定めるものとする。</p>

室別面積表

施設名 三原市中央公民館

階数	室名	床仕上げ	室記号	材質記号	特殊回数有無	面積区分	記号	清掃対象面積	床の日常清掃	床以外の日常清掃	日常巡回(水拭等)	日常巡回2(ごみ収集等)	床の定期清掃	カーペットSP洗浄	壁・天井塵払い	照明器具	空調機器	金物磨き	座席・椅子・家具	排水溝	壁面清掃	ガラス面	タイル面
1	事務室・受付	ビニルタイル	2	1	a	3	21a3	82	1/週				1/年		1/年								
1	第1研修室	ビニルタイル	2	1	g	3	21g3	82	2/年				2/年		1/年	1/年			2/年				
1	第2研修室	ビニルタイル	2	1	g	3	21g3	45	2/年				2/年		1/年	1/年			2/年				
1	応接室	カーペット	3	3	a	3	33a3	25	1/2月	1/2月			1/年		1/年	1/年			1/年				
1	印刷室	ビニルタイル	2	1	d	3	21d3	8	1/2月				1/年		1/年	1/年							
1	湯沸し室	ビニルタイル	6	1	a	3	61a3	4	1/日	1/日	1/日		1/年			1/年							
1	ロビー	タイル	1	1	a	3	11a3	141	1/日	1/日	1/日		1/年			1/年			1/日				
1	玄関ホール	タイル	1	1	a	3	11a3	47	1/日	1/日	1/日		1/年			1/年							
1	EV	ビニルタイル	7	1	a	3	71a3	1	1/2日	1/2日	1/2日		1/年										
1	EVホール	ビニルタイル	4	1	a	3	41a3	15	1/日				1/年			1/年							
1	階段B	ビニルタイル	8	1	a	3	81a3	17	1/日				1/年			1/年							
1	階段C	ビニルタイル	8	1	a	3	81a3	23	1/日				1/年			1/年							
1	階段A	ビニルタイル	8	1	a	3	81a3	25	1/日				1/年			1/年							
1	自動販売機コーナー	ビニルタイル	3	1	a	3	31a3	4	1/日				1/年										
1	身障者便所	タイル	5	2	a	3	52a3	6	1/日	1/日	1/日	1/日	2/年			2/年							
1	女子便所	タイル	5	2	a	3	52a3	22	1/日	1/日	1/日	1/日	2/年			2/年							
1	男子便所	タイル	5	2	a	3	52a3	29	1/日	1/日	1/日	1/日	2/年			2/年							
1	放送室	ビニルタイル	3	1	g	3	31g3	29	1/年				1/年										
1	大講堂	長尺シート	3	1	b	3	31b3	693	1/日				2/年		2/年								
1	廊下ロビー	タイル	4	1	a	3	41a3	47	1/日				1/年			1/年							
1	廊下	ビニルタイル	4	1	a	3	41a3	52	1/日				1/年			1/年							
2	第1講座室	ビニルタイル	2	1	g	3	21g3	92	2/年				2/年		1/年	1/年			2/年				
2	第2・第3講座室	ビニルタイル	2	1	g	3	21g3	92	2/年				2/年		1/年	1/年			2/年				
2	資料室	ビニルタイル	2	1	g	3	21g3	68	2/年				2/年		1/年	1/年			2/年				
2	階段B	ビニルタイル	8	1	a	3	81a3	17	1/2日				1/年			1/年							
2	女子便所	タイル	5	2	a	3	52a3	13	1/日	1/日	1/日	1/日	2/年			2/年							
2	男子便所	タイル	5	2	a	3	52a3	17	1/日	1/日	1/日	1/日	2/年			2/年							
2	湯沸し室	ビニルタイル	6	1	a	3	61a3	3	1/日	1/日	1/日		1/年			1/年							
2	EVホール	ビニルタイル	4	1	a	3	41a3	15	1/2日				2/年			1/年							
2	団体事務室	ビニルタイル	2	1	c	3	21c3	35	1/2月				1/年		1/年	1/年							
2	階段C	ビニルタイル	8	1	a	3	81a3	16	1/2日				1/年			1/年							
2	ホワイエ	ビニルタイル	1	1	b	3	11b3	59	1/2日	2/年			2/年		1/年	1/年							
2	廊下	ビニルタイル	8	1	b	3	81b3	61	1/2日				2/年			1/年							
2	中講堂	カーペット	3	3	g	3	33g3	171	1/年				1/年		1/年				1/年				





ビル清掃委託業務標準仕様書

三原市役所

目 次

ビル清掃委託共通仕様書

第 1 章	一 般 適 用 事 項	1
第 2 章	建 物 内 部 の 清 掃	2
第 3 章	建 物 外 部 の 清 掃	20

第1章一般適用事項

- 1.1.1 適用 本編は、建築物等の清掃に適用する。
- 1.1.2 用語の定義 本編において用いる用語の定義は、次のとおりとする。
(1) 「日常清掃」とは、1日単位の短い周期で日常的に行う清掃をいう。
(2) 「定期清掃」とは、週、月又は年単位の周期で定期的に行う清掃をいう。
(3) 「日常巡回清掃」とは、1日1回の日常清掃後、巡回しながら部分的な汚れの除去、ごみ収集等を行う作業をいう。
(4) 「弾性床」とは、ビニル床タイル、ビニル床シート、ゴム床タイル、コルク床タイル等の床をいう。
(5) 「硬質床」とは、陶磁器質タイル、石、コンクリート、モルタル、レンガ等の床をいう。
(6) 「繊維床」とは、カーペットの床をいう。
(7) 「衛生消耗品」とは、トイレトーパー、水石鹼等をいう。
(8) 「適性洗剤」とは、清掃部分の材質を傷めずに汚れを除去できるもので、作業員の人体及び環境に配慮したものをいう。
- 1.1.3 清掃業務の範囲 (a) 清掃の対象となる部分は、特記による。
(b) 家具、什器等（椅子等の容易に移動可能なものを除く）の移動は、原則として別途とする。
(c) 次に示す部分の清掃は、省略できるものとする。
(1) 家具、什器等があり清掃不可能な部分
(2) 電気が通電されている部分又は運転中の機器が近くにある等、清掃が極めて危険な部分
(3) 執務中の清掃場所又は部位で、あらかじめ職員の指示を受けた場合
(d) 天井高さ3.5mを超える照明器具、吹出口等の高所にある部分の清掃は、原則として別途とする。
- 1.1.4 業務時間 (a) 日常清掃及び日常巡回清掃を行う時間は、特記による。
(b) 定期清掃を行う日及び時間は、特記による。
- 1.1.5 周期の表記 清掃の周期の表記は、次による。
(1) 1／日は、1日に1回とする。
(2) 1／2日は、2日に1回とする。
(3) 1／週は、1週間に1回とする。
(4) 1／月は、1月に1回とする。
(5) 2／月は、1月に2回とする。
(6) 1／2月は、2月に1回とする。
(7) 2／年は、1年に2回とする。
(8) 1／年は、1年に1回とする。
- 1.1.6 臨時の措置 臨時に新たな清掃が必要になった場合には、その旨を施設管理担当者に報告し指示を受ける。
- 1.1.7 清掃業務の報告及び確認 (a) 清掃業務終了後に、指定された書類(日常・定期作業実施報告書等)をもって、施設管理担当者へ報告する。
(b) 職員の指示を受けて清掃を省略した部位又は場所は、その旨を報告書に記述する。
(c) 施設管理担当者より実施状況についての確認の求めがあった場合には、これに立ち会う。
- 1.1.8 使用資機材の報告 清掃に使用する資機材は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受ける。
- 1.1.9 資機材等の保管 (a) 日常清掃に使用する資機材及び衛生消耗品は、施設管理担当者より指示された場所に、整理して保管する。
(b) 定期清掃のみを行う場合において、当該業務に使用した資機材は、作業完了後持ち帰る。
- 1.1.10 注意事項 (a) 使用する資機材は、品質良好なものを使用するものとし、また、受注者の責任において使用場所に最適なものを的確に選択し、使用する。
(b) 貸与された使用機材は、作業に適したものであることを施設管理担当者と業務責任者で確認する。

第2章 建物内部の清掃

第1節 床の清掃

2.1.1 弾性床 | 弾性床の清掃の作業内容は、表2.1.1による。

表2.1.1 弾性床

(1/2)

作業項目	作業内容	備考
1. 除塵		
a. 自在ぼうき又はフロアダスターによる除塵	隅は自在ぼうき，広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで掃き，集めたごみは所定の場所に搬出する。	
b. 真空掃除機を併用する除塵	隅は真空掃除機で，広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで掃き，集めたごみは所定の場所まで搬出する。	
2. 水拭き		
a. 部分水拭き	汚れが目立つ部分は，モップで水拭きをする。	
b. 全面水拭き	床全面をモップで水拭きをする。	
3. 補修		
a. 空バフィング	汚れが目立つ床面は，パッド(赤又は白)を装着した床磨き機で空バフィングし，汚れを除去する。	
b. スプレーバフィング 【スプレークリーニング】	①汚れた部分は，水又は専用補修液をスプレーし，パッド(赤又は白)を装着した床磨き機で乾燥するまで研磨する。なお，汚れが目立つ場合は，適正に希釈した表面洗浄用洗剤を用いる。 ②削り取られたかすを取り除き，スプレーバフィングを行った箇所を水拭きした後，樹脂床維持剤を塗布して補修する。	
4. 洗浄		
a. 表面洗浄	①椅子等軽微な什器の移動を行う。なお，洗浄水の浸入のおそれのあるコンセント等は，適正な養生を行う。	

作業項目	作業内容	備考
	<p>②床面の除塵を行う。除塵作業は、1.「除塵」により行う。</p> <p>③床面に適正に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないように塗布する。</p> <p>④洗浄用パッド(赤)を装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗浄する。</p> <p>⑤吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。</p> <p>⑥2回以上水拭きを行い、汚水や洗剤分を除去した後、十分に乾燥させる。水拭き作業は2.「水拭き」b.により行う。</p> <p>⑦樹脂床維持剤を、塗り残しや塗りむらのないように格子塗りし、十分に乾燥する。</p> <p>⑧樹脂床維持剤の塗布回数は、原則として1回(格子塗り)とする。</p> <p>⑨移動した椅子等軽微な什器を元の位置に戻す。</p>	
b. 剥離洗浄	<p>①椅子等軽微な什器の移動を行う。なお、洗浄水の浸入のおそれのあるコンセント等は、適正な養生を行う。</p> <p>②床面の除塵を行う。除塵作業は、1.「除塵」により行う。</p> <p>③剥離用パッド(黒)を装着した床磨き機で洗浄する。</p> <p>④吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。</p> <p>⑤剥離状況を点検し、不十分な箇所がある場合は、再度剥離作業を行う。</p> <p>⑥床材表面を中和するため、床磨き機で水洗いを行う。</p> <p>⑦吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。</p> <p>⑧3回以上水拭きを行って、汚水や剥離剤を除去した後、十分に乾燥させる。水拭き作業は、2.「水拭き」b.により行う。</p> <p>⑨樹脂床維持剤をモップで、塗り残しや塗りむらのないように格子塗りし、十分に乾燥した後塗り重ねる。</p> <p>⑩樹脂床維持剤の塗布回数は特記による。特記のない場合は、3回(格子塗り)とする。</p>	

2.1.2 硬質床 | 硬質床の清掃の作業内容は、表2.1.2による。

表2.1.2 硬質床

作業項目	作業内容	備考
1. 除塵		
a. 自在ほうき又はフロアダスターによる除塵	表2.1.1の1.「除塵」a.による。	
b. 真空掃除機を併用する除塵	表2.1.1の1.「除塵」b.による。	
2. 水拭き		
a. 部分水拭き	表2.1.1の2.「水拭き」a.による。	
b. 全面水拭き	表2.1.1の2.「水拭き」b.による。	
3. 補修	表2.1.1の3.「補修」b.による。	
4. 洗淨		
a. 表面洗淨 (床保護材が塗布されている場合)	表2.1.1の4.「洗淨」a.による。	
b. 剥離洗淨 (床保護材が塗布されている場合)	表2.1.1の4.「洗淨」b.による。	
c. 一般床洗争 (床保護材が塗布されていない場合)	<ul style="list-style-type: none"> ①椅子等軽微な什器の移動を行う。 ②床面の除塵を行う。除塵作業は、1.「除塵」による。 ③床面に適正に希釈した表面洗淨用洗剤をむらのないよう塗布する。 ④洗淨用パッド又は洗淨用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗淨する。 ⑤吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。 ⑥2回以上水拭きを行って、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。水拭き作業は、2.「水拭き」b.により行う。 ⑦移動した椅子等軽微な什器を元の位置に戻す。 	

2.1.3 繊維床 | 繊維床の清掃の作業内容は、表2.1.3による。

表2.1.3繊維床

作業項目	作業内容	備考
1. 除塵 a. 真空掃除機による除塵	真空掃除機で吸塵する。	・容易に除去できるしみ取りを含む。
b. カーペットスーパードによる除塵	床表面の粗ごみをカーペットスーパードで回収して除塵する。	
2. しみ取り	しみの性質と繊維素材に適したしみ取り剤(水溶性又は油溶性)を用いて、しみを取る。なお、方法は特記による。	
3. 補修 【スポットクリーニング】	パフリングパッド方式又はパウダー方式によりクリーニングを行う。なお、方法は、特記による。	
4. 洗淨 【全面クリーニング】	カーペット床全面を洗淨し、丁寧に汚れを除去する。なお、方法は、特記による。	

第1節 場所別の清掃

2.2.1 玄関ホール | (a) 玄関ホールの日常清掃及び日常巡回清掃の作業内容は、表2.2.1(A)による。
(b) 玄関ホールの定期清掃の作業内容は、表2.2.1(B)による。

表2.2.1(A) 玄関ホール(日常清掃及び日常巡回清掃)

(1/2)

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 床の清掃			
a. 弾性床	除塵 水拭き	表2.1.1の1. 「除塵」 a. による。 表2.1.1の2. 「水拭き」 a. による。	1/日 1/日
b. 硬質床	除塵 水拭き	表2.1.2の1. 「除塵」 a. による。 表2.1.2の2. 「水拭き」 a. による。	1/日 1/日
2. 床以外の清掃			
a. フロアマット	除塵	真空掃除機で吸塵する。	1/日

(2/2)

作業項目		作業内容	周期	備考
b. 扉ガラス	部分拭き	汚れが目立つ部分は、タオルで水拭き又は乾拭きする。	1/日	
c. 什器備品	除塵	タオル、ダストクロス等でほこりを取る。	1/日	
d. 灰皿	吸殻収集	吸殻を収集し、灰皿はタオルで拭く。	1/日	
e. ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の外側で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。	1/日	
f. 金属部分	除塵	タオル、ダストクロス等でほこりを取る。	—	・実施しない
3. 日常巡回清掃				
a. 床 【弾性床、硬質床】	部分水拭き	汚れ、水滴等が付着した部分をモップで拭く。	1/日	
b. 灰皿	吸殻収集	灰皿を点検して、吸殻を収集し、タオルで拭く。	1/日	
c. ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集する。	1/日	
d. フロアマット	除塵	真空掃除機で吸塵する。	1/日	

表2.2.1 (B) 玄関ホール(定期清掃)

(1/2)

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	洗浄	①表2.1.1の4.「洗浄」a.による。 ②表2.1.1の4.「洗浄」b.による。	1/月	・周期は特記による。
b. 硬質床	洗浄	①表2.1.2の4.「洗浄」a.又はc.による。 ②表2.1.2の4.「洗浄」b.による。	1/月	・周期は特記による。
2. 床以外の清掃				
a. 壁	除塵 部分拭き	鳥毛はたき、静電気除塵具等で除塵する。 汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。	— —	・実施しない ・実施しない

作業項目		作業内容	周期	備考
b. フロアマット	洗浄	適正洗剤又は水を用いて洗浄し、土砂や汚れを取り除く。なお、適正洗剤を用いる場合は清水で洗剤分を除去した後、十分に乾燥させる。	1/月	
c. 扉ガラス	全面洗浄	ガラス両面に水又は適正洗剤を塗布し、窓用スクイジーで汚れを除去する。	2/月	玄関・風除室
d. 什器備品	拭き	タオルで水拭きする。汚れは、適正洗剤を用いて除去する。	1/月	
e. 照明器具	拭き	適正洗剤を用いて管球、反射板、カバー等を拭き、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない部分は、更に適正洗剤で拭き取り、タオルで乾拭きする。	1/年	
f. 吹出口及び吸込口	拭き	次の作業を行う。 吹出口、吸込口下の床面を養生する。 吹出口、吸込口及びその周辺を除塵する。 吹出口、吸込口、風景調整器(シャッター)及びその周辺の汚れを適正洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。	1/年	

2.2.2 事務室

- (a) 事務室の日常清掃の作業内容は、表2.2.2 (A) による。
 (b) 事務室の定期清掃の作業内容は、表2.2.2 (B) による。

表2.2.2 (A) 事務室(日常清掃)

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	除塵 水拭き	表2.1.1の1.「除塵」a.による。 表2.1.1の2.「水拭き」a.による。	1/日 1/日	
b. 繊維床	除塵	表2.1.3の1.「除塵」a.による。	1/日	
2. 床以外の清掃				
a. 灰皿	吸殻収集	吸殻を収集し、灰皿はタオルで拭く。	1/日	
b. ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。	1/日	

表2.2.2 (B) 事務室(定期清掃)

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	洗浄	①表2.1.1の4.「洗浄」a.による。 ②表2.1.1の4.「洗浄」b.による。	1/月	・周期は特記による。 適用は特記による。
	補修	表2.1.1の3.「補修」による。		
b. 繊維床	洗浄	表2.1.3の4.「洗浄」による。	1/年	
2. 床以外の清掃				
a. 照明器具	拭き	表2.2.1(B)の2.「床以外の清掃」e.による。	1/年	
b. 吹出口及び吸込口	拭き	表2.2.1(B)の2.「床以外の清掃」f.による。	1/年	
c. ブラインド	拭き	中性洗剤を用いて、スラット等を拭く。	1/年	

2.2.3 会議室 | (a) 会議室の日常清掃の作業内容は、表2.2.3 (A) による。
 (b) 会議室の定期清掃の作業内容は、表2.2.3 (B) による。

表2.2.3 (A) 会議室(日常清掃)

(2/1)

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	除塵	表2.1.1の1.「除塵」a.による。	1/日	
	水拭き	表2.1.1の2.「水拭き」a.による。	1/日	
b. 繊維床	除塵	表2.1.3の1.「除塵」a.による。	1/日	
2. 床以外の清掃				
a. 灰皿	吸殻収集	吸殻を収集し、灰皿はタオルで拭く。	1/日	
b. ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。	1/日	
c. 什器備品	拭き	タオルで水拭きする。汚れは、適正洗剤を用いて除去する。	1/日	

作業項目		作業内容	周期	備考
d. 窓台	除塵 拭き	タオル、ダストクロス等でほこりを取る。 タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。	1/日 1/日	

表2.2.3 (B) 会議室(定期清掃)

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	洗浄 補修	①表2.1.1の4.「洗浄」a.による。 ②表2.1.1の4.「洗浄」b.による。 表2.1.1の3.「補修」による。	2/月	周期は特記による。 適用は特記による。
b. 繊維床	洗浄	表2.1.3の4.「洗浄」による。	1/年	
2. 床以外の清掃				
a. 照明器具	拭き	表2.2.1(B)の2.「床以外の清掃」e.による。	1/年	
b. 吹出口及び吸込口	拭き	表2.2.1(B)の2.「床以外の清掃」f.による。	1/年	
c. ブラインド	拭き	適正洗剤を用いて、スラット等を拭く。	1/年	

- 2.2.4 廊下及びエレベーターホール
- (a) 廊下及びエレベーターホールの日常清掃及び日常巡回清掃の作業内容は、表2.2.4 (A) による。
- (b) 廊下及びエレベーターホールの定期清掃の作業内容は、表2.2.4 (B) による。

表2.2.4 (A) 廊下及びエレベーターホール(日常清掃及び日常巡回清掃)

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	除塵 水拭き	表2.1.1の1.「除塵」a.による。 表2.1.1の2.「水拭き」a.による。	1/日 1/日	
b. 硬質床	除塵 水拭き	表2.1.2の1.「除塵」a.による。 表2.1.2の2.「水拭き」a.による。	1/日 1/日	
c. 繊維床	除塵	表2.1.3の1.「除塵」a.による。	1/日	

(2/2)

作業項目	作業内容	周期	備考
2. 床以外の清掃			
a. 灰皿	吸殻収集	吸殻を収集し、灰皿はタオルで拭く。	1/日
b. ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の外側で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。	1/日
3. 日常巡回清掃			
a. 床 イ. 弾性床及び 硬質床	部分水拭き	汚れ、水滴等が付着した部分は、モップで拭く。	1/日
ロ. 繊維床	除塵	汚れ等が付着した部分は、カーペットスリーパーで回収して除塵する。	1/日
b. 灰皿	吸殻収集	灰皿を点検して、吸殻を収集し、タオルで拭く。	1/日
c. ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集する。	1/日

表2.2.4 (B) 廊下及びエレベーターホール(定期清掃)

(1/2)

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 床の清掃			
a. 弾性床	洗浄	①表2.1.1の4.「洗浄」a.による。 ②表2.1.1の4.「洗浄」b.による。	1/月 ・周期は特記による。
b. 硬質床	洗浄	①表2.1.2の4.「洗浄」a.又はc.による。 ②表2.1.2の4.「洗浄」b.による。	1/月 ・周期は特記による。
c. 繊維床	洗浄	表2.1.3の4.「洗浄」による。	1/年
2. 床以外の清掃			
a. 壁	除塵 部分拭き	鳥毛はたき、静電気除塵具等で除塵する。 汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。	— — ・実施しない ・実施しない

作業項目		作業内容	周期	備考
b. 照明器具	拭き	表2.2.1 (B) の2. 「床以外の清掃」 e. による。	—	・実施しない ・実施しない
c. 吹出口及び吸込口	拭き	表2.2.1 (B) の2. 「床以外の清掃」 f. による。	—	

- 2.2.5 便所及び洗面所
- (a) 便所及び洗面所の日常清掃及び日常巡回清掃の作業内容は、表2.2.5 (A) による。
- (b) 便所及び洗面所の定期清掃の作業内容は、表2.2.5 (B) による。
- (c) 便所及び洗面所に用いる洗浄パット、タオル、モップ等の資機材は、他と区別して専用のものを用いる。

表2.2.5 (A) 便所及び洗面所 (日常清掃及び日常巡回清掃)

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	除塵	表2.1.1の1. 「除塵」 a. による。	1/日	
	水拭き	表2.1.1の2. 「水拭き」 b. による。	1/日	
b. 硬質床	除塵	表2.1.2の1. 「除塵」 a. による。	1/日	
	水拭き	表2.1.2の2. 「水拭き」 b. による。	1/日	
2. 床以外の清掃				
a. ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の外で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。	1/日	
b. 扉及び便所面台のへたて	部分拭き	汚れた部分は、水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。	1/日	
c. 洗面台及び水栓	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布し、洗浄のうえ、タオルで拭く。	1/日	
d. 鏡	拭き	適正洗剤を用いて乾拭きする。	1/日	
e. 衛生陶器	洗浄	適正洗剤を用いて洗浄し、拭く。	1/日	
f. 衛生消耗品	補充	トイレットペーパー、水石鹼等を補充する。	1/日	
g. 汚物容器	汚物収集	内容物を収集し、容器の外で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。	1/日	

表2.2.5 (A) 便所及び洗面所(日常清掃及び日常巡回清掃)

(2/2)

作業項目	作業内容	周期	備考
3. 日常巡回清掃			
a. 床 【弾性床, 硬質床】	部分水拭き	汚れ, 水滴等が付着した部分は, モップで拭く。	1/日
b. ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集する。	1/日
c. 洗面台	拭き	汚れた部分は, タオルを用いて拭く。	1/日
d. 鏡	拭き	汚れた部分は, タオルを用いて拭く。	1/日
e. 衛生陶器	洗浄	汚れた部分は, 適正洗剤で洗浄し, 拭く。	1/日
f. 衛生消耗品	補充	トイレットペーパー, 水石鹼等を補充する	1/日
g. 汚物容器	汚物収集	内容物を収集する。	1/日

表2.2.5 (B) 便所及び洗面所(定期清掃)

(1/2)

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 床の清掃			
a. 弾性床	洗浄	①表2.1.1の4. 「洗浄」 a. による。 ②表2.1.1の4. 「洗浄」 b. による。	1/月 ・ 周期は特記による。
b. 硬質床	洗浄	①表2.1.2の4. 「洗浄」 a. 又はc. による。 ②表2.1.2の4. 「洗浄」 b. による。	1/月 ・ 周期は特記による。
2. 床以外の清掃			
a. 壁	除塵 部分拭き	鳥毛はたき, 静電気除塵具等で除塵する。 汚れた部分は, 水又は適正洗剤を用いて拭く。	1/月 1/月
b. 照明器具	拭き	表2.2.1(B)の2. 「床以外の清掃」 e. による。	— ・ 実施しない
c. 吹出口及び	拭き	表2.2.1(B)の2. 「床以外の清掃」 f. による。	— ・ 実施しない

(2/2)

作業項目		作業内容	周期	備考
d. 換気扇	拭き	次の作業を行う。 ・換気扇下の床面を養生する。 ・換気扇及びその周辺を除塵する ・換気扇及びその周辺の汚れを中性洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。	—	・実施しない

- 2.2.6 湯沸室
- (a) 湯沸室の日常清掃及び日常巡回清掃作業の内容は、表2.2.6 (A) による。
 - (b) 湯沸室の定期清掃作業の内容は、表2.2.6 (B) による。

表2.2.6 (A) 湯沸室(日常清掃及び日常巡回清掃)

(2/1)

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
弾性床	除塵 水拭き	表2.1.1の1.「除塵」a.による。 表2.1.1の2.「水拭き」b.による。	1/日 1/日	
2. 床以外の清掃				
a. 流し台	洗浄	中性洗剤を用いてスポンジたわしで丁寧に洗浄し、タオルで拭く。	1/日	
b. 厨芥容器	厨芥収集	次の作業を行う。 ・厨芥を収集する。 ・容器を適正洗剤で洗浄する。	1/日	
3. 日常巡回清掃				
床 【弾性床、硬質床】	部分水拭き	汚れや水滴などが付着した部分は、モップで拭く。	1/日	

表2.2.6 (B) 湯沸室(定期清掃)

(2/1)

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
弾性床	洗浄	①表2.1.1の4.「洗浄」a.による。 ②表2.1.1の4.「洗浄」b.による。	1/月	・周期は特記による。

表2.2.6 (B) 湯沸室(定期清掃)

(2/2)

作業項目	作業内容	周期	備考
2. 床以外の清掃			
a. 壁	除塵 部分拭き	鳥毛はたき, 静電気除塵具等で除塵する。 汚れた部分は, 水又は適正洗剤を用いて拭く。	— — ・実施しない ・実施しない
b. 照明器具	拭き	表2.2.1(B)の2. 「床以外の清掃」 e. による。	— ・実施しない
c. 吹出口及び吸込口	拭き	表2.2.1(B)の2. 「床以外の清掃」 f. による。	— ・実施しない
d. 換気扇	拭き	表2.2.5(B)の2. 「床以外の清掃」 d. による。	— ・実施しない

2.2.7 エレベーター (a) エレベーターの日常清掃及び日常巡回清掃の作業内容は, 表2.2.7 (A) による。
(b) エレベーターの定期清掃の作業内容は, 表2.2.7 (B) による。

表2.2.7 (A) エレベーター (日常清掃及び日常巡回清掃)

(1/2)

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 床の清掃			
a. 弾性床	除塵 水拭き	真空掃除機で吸塵する。 表2.1.1の2. 「水拭き」 a. による。	2/年 2/年
b. 硬質床	除塵 水拭き	表2.1.2の1. 「除塵」 a. による。 表2.1.2の2. 「水拭き」 a. による。	2/年 2/年
c. フロアマット	除塵	真空掃除機で吸塵する。	2/年
2. 床以外の清掃			
a. 壁・扉・操作盤	部分拭き	汚れた部分は, 水拭き又は適正洗剤で拭く。	2/年
b. 扉溝	除塵	真空掃除機で吸塵する。	2/年
3. 日常巡回清掃			
床 【弾性床, 硬質床】	部分水拭き	汚れ, 水滴等が付着した部分をモップで拭く。	2/年

表2.2.7 (B) エレベーター(定期清掃)

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	洗浄	①表2.1.1の4.「洗浄」a.による。 ②表2.1.1の4.「洗浄」b.による。	2/年	・周期は特記による。 ・周期は特記による。
b. 硬質床	洗浄	①表2.1.2の4.「洗浄」a.又はc.による。 ②表2.1.2の4.「洗浄」b.による。	2/年	
c. フロアマット	洗浄	適正洗剤や水を用いて洗浄し、土砂や汚れを取り除く。 適正洗剤を用いる場合は清水で洗剤分を除去した後、十分に乾燥させる。	2/年	
2. 床以外の清掃				
a. 壁・扉・操作盤	全面拭き	適正洗剤で拭きあげた後、水拭き及び乾拭きする。	—	
b. 照明器具	拭き	表2.2.1(B)の2.「床以外の清掃」e.による。	—	
c. 吹出口及び吸込口	洗浄	表2.2.1(B)の2.「床以外の清掃」f.による。	—	

- 2.2.8 階段
- (a) 階段の日常清掃の作業内容は、表2.2.8 (A) による。
 - (b) 階段の定期清掃の作業内容は、表2.2.8 (B) による。

表2.2.8 (A) 階段(日常清掃)

(2/1)

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	除塵 水拭き	表2.1.1の1.「除塵」a.による。 表2.1.1の2.「水拭き」a.による。	1/日 1/日	
b. 硬質床	除塵 水拭き	表2.1.2の1.「除塵」a.による。 表2.1.2の2.「水拭き」a.による。	1/日 1/日	
c. 繊維床	除塵	表2.1.3の1.「除塵」a.による。	1/日	

表2.2.8 (A) 階段(日常清掃)

(2/2)

作業項目		作業内容	周期	備考
2. 床以外の清掃				
a. 手すり	拭き	タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。	1/日	
b. 窓台	除塵 拭き	タオル, ダストクロス等でほこりを取る。 タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。	1/日	

表2.2.8 (B) 階段(定期清掃)

(2/1)

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	洗浄	①表2.1.1の4.「洗浄」a.による。 ②表2.1.1の4.「洗浄」b.による。	1/月	・幅木・ノンスリップの清掃を含む。 ・周期は特記による。
b. 硬質床	洗浄	①表2.1.2の4.「洗浄」a.又はc.による。 ②表2.1.2の4.「洗浄」b.による。	1/月	・幅木・ノンスリップの清掃を含む。 ・周期は特記による。
c. 繊維床	洗浄	表2.1.3の4.「洗浄」による。	1/月	・幅木・ノンスリップの清掃を含む。
2. 床以外の清掃				
a. 壁	除塵 部分拭き	鳥毛はたき, 静電気除塵具等で除塵する。 汚れた部分は, 水又は適正洗剤を用いて拭く。	— —	・実施しない ・実施しない
b. 照明器具	拭き	表2.2.1(B)の2.「床以外の清掃」e.による。	—	・実施しない

- 2.2.9 浴室, シャワールーム及び脱衣室
- (a) 浴室, シャワールーム及び脱衣室の日常清掃内容は, 表2.2.9 (A) による。
 (b) 浴室, シャワールーム及び脱衣室の定期清掃作業の内容は, 表2.2.9 (B) による。

表2.2.9 (A) 浴室、シャワールーム及び脱衣室（日常清掃）

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 床の清掃			
a. 硬質床 【浴室・シャワー ブース内】	洗浄	適正洗剤を用いて、モップ又はタオルで洗剤拭き及び水拭きをする。	1/日
b. 弾性床又は木床 【脱衣室】	除塵 拭き	表2.1.1の1.「除塵」による。 適正洗剤を用いて、ブラシ又は床磨き機により洗浄し、水洗いする。	1/日 1/日
2. 床以外の清掃			
a. 壁 【浴室・シャワー ブース内】	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭く。	1/日
b. 灰皿	吸殻収集	吸殻を収集し、灰皿はタオルで拭く。	1/日
c. ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の外側で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。	1/日
d. 扉	部分拭き	汚れた部分を水拭き又は適正洗剤を用いて除去する。	1/日
e. 洗面台	拭き	スポンジで専用洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭く。	1/日
f. 鏡	拭き	乾拭き及び適正洗剤を用いて仕上げる。	1/日
g. 椅子、洗面器	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭き、整理する。	1/日
h. 水栓・シャワー 金具等	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭く。	1/日
i. 排水口	ごみ収集	ごみを収集し、目皿を水で洗う。	1/日
j. 足拭きマット	乾燥	足拭きマットを乾燥させる。	1/日
k. 脱衣箱、脱衣 かご	拭き	タオルで拭き、整理する。	1/日
	補充	指定された消耗品（石鹼、ペーパー類）を補充する。	1/日

・交換する方法でもよい。

表2.2.9 (B) 浴室, シャワールーム及び脱衣室(定期清掃)

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 天井	拭き	適性洗剤を用いて洗剤拭き及び水拭きをする。	2/月	
b. 扉	全面拭き	適性洗剤を用いて洗剤拭き及び水拭きをする。	2/月	
c. 照明器具	拭き	表2.2.1(B)の2.「床以外の清掃」e.による。	—	・実施しない
d. 換気扇	洗淨	表2.2.5(B)の2.「床以外の清掃」d.による。	—	・実施しない

2.2.10 喫煙スペース (a) 喫煙スペースの日常清掃及び日常巡回清掃の作業内容は, 表2.2.10 (A) による。
 (b) 喫煙スペースの定期清掃の作業内容は, 表2.2.10 (B) による。

表2.2.10 (A) 喫煙スペース (日常清掃及び日常巡回清掃)

(2/1)

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	除塵 水拭き	表2.1.1の1.「除塵」a.による。 表2.1.1の2.「水拭き」b.による。	1/日 1/日	
b. 硬質床	除塵 水拭き	表2.1.1の1.「除塵」a.による。 表2.1.1の2.「水拭き」b.による。	1/日 1/日	
2. 床以外の清掃				
a. 灰皿	吸殻収集	吸殻を収集し, 容器はタオルで拭く。	1/日	
b. ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し, 容器の外側で汚れた部分は, タオルで水拭き及び乾拭きをする。	1/日	
3. 日常巡回清掃				
a. 床 【弾性床, 硬質床】	部分水拭き	汚れが付着した部分をモップで拭く。	1/日	
b. 灰皿	吸殻収集	吸殻を収集し, 容器はタオルで拭く。	1/日	
	ごみ収集	ごみを収集する。	1/日	

表2.2.10 (B) 喫煙スペース（日常清掃及び日常巡回清掃）

(2/2)

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	洗浄	① 表2.1.1の4.「洗浄」a.による。 ② 表2.1.1の4.「洗浄」b.による。	1/日 1/日	
b. 硬質床	洗浄 水拭き	① 表2.1.2の4.「洗浄」a.又はc.による。 ② 表2.1.2の4.「洗浄」b.による。	1/日 1/日	
2. 床以外の清掃				
a. 壁	除塵 部分拭き	鳥毛はたき，静電気除塵具等で除塵する。 汚れた部分は，水又は適正洗剤を用いて拭く。	— —	・実施しない ・実施しない
b. 照明器具	拭き	表2.2.1(B)の2.「床以外の清掃」e.による。	—	・実施しない
c. 吹出口及び吸込口	洗浄	表2.2.1(B)の2.「床以外の清掃」f.による。	—	・実施しない

第3節 ごみ収集

2.3.1 ごみ収集 | ごみ収集作業の内容は，表2.3.1による。

表2.3.1 ごみ収集作業

作業対象	作業項目	作業内容	周期	備考
ごみ収集	1. 中継所から集積所までの運搬	ごみ中継所に集められたごみ・吸殻等は，区別して集積所まで運搬する。	1/日	
	2. 分別	集められたごみは，種類ごとに分別する。	1/日	
	3. 梱包	集められたごみは，適当な分量に梱包する。	1/日	

第3章 建物外部の清掃

第1節 窓ガラス

3.1.1 作業資格者 (a) 2m以上の高所作業を行う作業員は、労働安全衛生法による講習を受講し修了書を携帯している者又は高所作業車運転技能講習修了者とする。
(b) ゴンドラ作業を行う作業員は、ゴンドラ安全規則の講習修了者とする。

3.1.2 作業内容 窓ガラスの清掃の作業内容は、表3.1.1による。
なお、熱線反射ガラスは、金属皮膜が施されているため窓用スクイジー等で傷をつけないよう作業を行うとともに、微粉塵によっても傷がつくおそれがあるので、水又は洗浄液を十分に塗布してからスクイジー操作又は作業を行う。
さらに、金属皮膜は、強酸性洗浄剤や強アルカリ性洗浄剤等に影響を受けるので、水又は中性洗剤を使用する。
また、飛散防止等を目的としてガラス面にフィルムが貼られている場合も、同様に行う。

網戸の清掃の作業内容は、表3.1.2による。

表3.1.1 窓ガラス（定期清掃）

作業項目		作業内容	備考
窓ガラス	洗浄	次の作業を行う。 ・ガラス面に水又は中性洗剤を塗布し、汚れを除去して、窓用スクイジーで汚水を除去する ・ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。 ・ガラス回りのサッシをタオルで清拭する。 ただし、サッシの溝やサッシ全体の清拭は含まない。	1/年 (注) 玄関・風除室の窓ガラスについては1/月とする。

表3.1.2 窓ガラス網戸（定期清掃）

作業項目		作業内容	備考
窓ガラス（網戸）	洗浄	次の作業を行う。 ・網戸を取り外し、中性洗剤を塗布し、タオル・タオル等で汚れを除去し、水洗いにて汚水を除去する。 ・網・サッシ面の汚水をタオルで拭き取る。 ・網戸を乾燥させた後、所定の箇所へ取付ける。	1/年

平成31年3月 第2節 外部建具

3.2.1 適用範囲 アルミニウム製及びステンレス製建具に適用する。

3.2.2 作業内容 清掃作業の内容は、表3.2.1による。

表3.2.1 アルミニウム及びステンレス製（定期清掃）

(1/2)

作業項目		作業内容	備考
1. 通常の汚れ	洗浄	次の作業を行う。 ・刷毛又は真空掃除機等で建具の表面や溝の除塵をする。 ・適正洗剤を用いて汚れを除去し、汚水を拭き取る。	1/年

表3.2.1 アルミニウム及びステンレス製（定期清掃）

作業項目		作業内容	備考
2. 著しい汚れ	洗浄	タオルで水拭きを行い，乾拭きをして仕上げる。 次の作業を行う。 ・刷毛又は真空掃除機等で建具の表面や溝の除塵をする。 ・適正洗剤を用いて汚れを磨き洗いして除去し，汚水を拭き取る。 ・タオルで水拭きを行い，乾拭きをして仕上げる。	・周期は特記による。

第3節 外壁

- 3.3.1 適用範囲 | アルミニウム製，ステンレス製，タイル貼り，石張り及びコンクリート打放しに適用する。
- 3.3.2 作業資格者 | 外壁の作業を行う者は，3.1.1「作業資格者」による。
- 3.3.3 作業内容 | (a)アルミニウム製及びステンレス製の清掃の作業内容は表3.3.1による。
(b)タイル張り，石張り及びコンクリート打放しの清掃の作業内容は表3.3.2による

表3.3.1 アルミニウム製及びステンレス製

作業項目		作業内容	備考
通常の汚れ又は著しい汚れ	洗浄	次の作業を行う。 ・適正洗剤を用いて汚れを除去し，汚水タオルで拭き取る。 ・水拭きを行い，乾拭きをして仕上げる。	・周期は特記による。

表3.3.2 タイル張り，石張り及びコンクリート打放し

作業項目		作業内容	備考
通常の汚れ又は著しい汚れ	洗浄	次の作業を行う。 ・適正洗剤を用いて汚れを除去する。 ・水拭き又は水洗いをして仕上げる。	・周期は特記による。

第4節 建物周囲

- 3.4.1 玄関周り (a) 玄関周囲の日常清掃及び日常巡回の清掃内容は表3.4.1による。
 (b) 玄関周囲の定期清掃の作業内容は、表3.4.2による。

表3.4.1 玄関周り（日常清掃）

作業項目		作業内容	周期	備考
床	除塵	自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。	—	・該当なし
	水拭き	汚れの目立つ部分をモップで水拭きする。	—	・該当なし

表3.4.2 玄関周り（定期清掃）

作業項目		作業内容	周期	備考
床	洗浄	洗浄用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗浄する。	—	・該当なし

- 3.4.2 犬走り (犬走りの清掃の作業内容は、表3.4.3による。)

表3.4.3 犬走り（日常清掃）

作業項目		作業内容	周期	備考
床	拾い掃き	巡回して粗ごみを拾う。	—	・該当なし

- 3.4.3 構内通路 (構内通路の清掃の作業内容は、表3.4.4による。)

表3.4.4 構内通路（日常清掃）

作業項目		作業内容	周期	備考
床	拾い掃き	巡回して粗ごみを拾う。	1/日	

- 3.4.4 駐車場 (駐車場の清掃の作業内容は、表3.4.5による。)

表3.4.5 駐車場（日常清掃）

作業項目		作業内容	周期	備考
平成31年3月 床	拾い掃き	巡回して粗ごみを拾う。	1/日	

- 3.4.5 屋上広場 (屋上広場の清掃の作業内容は、表3.4.6による。)

表3.4.6 屋上広場

作業項目		作業内容	周期	備考
床	拾い掃き	巡回して粗ごみを拾う。	—	・該当なし

ガラス清掃特記仕様書

三原市

第1章 一般適用事項

- | | |
|------------|--|
| 1.1 一般事項 | <ol style="list-style-type: none">1. 本仕様書は、清掃委託業務の実施方法の概要を示すものであるから業務の性質上当然実施しなければならないものはもちろん、軽微な部分で記載のない事項でも自然付帯の業務はすべて係員の指示により受託金額の範囲内で実施する。2. 清掃業務に必要な工具および各種機器ならびに業務用品、消耗品は受託費に含む。 |
| 1.2 実施 | <p>図面、仕様書、実施方法、数量および単位呼称などについて疑いを生じた場合は監理者の指示を受ける。</p> |
| 1.3 作業主任者 | <ol style="list-style-type: none">1. 実施にあたっては総括作業責任者及び作業責任者を定めてその氏名を提出し、監理者の承認を受ける。2. 総括作業責任者及び作業責任者は、監理者と連絡を密にし、清掃作業中は作業員を指導し、清掃状況を把握し、それらの不備による遺漏のないようにする。 |
| 1.4 作業員の資格 | <p>清掃作業における電力設備、揚重設備、その他法令上規制のあるものは、有資格者がその取り扱いをしなければならない。</p> |
| 1.5 業務実施計画 | <ol style="list-style-type: none">1. あらかじめ監理者及び当該建物等管理者等と十分打合せ執務などに支障のないように、定められた周期に基づき概略実施計画表及び詳細実施計画表を作成し監理者の承認を受けた後作業を実施する。 |
| 1.6 使用材料 | <p>清掃業務に使用する材料は、すべて品質良好のものを使用する。</p> |
| 1.7 諸手続 | <p>清掃業務に関係ある法令条例及び規則を厳守し官公署その他への手続きを要するときは、これに要する費用も負担し受注者側において処理する。</p> |
| 1.8 損害予防措置 | <ol style="list-style-type: none">1. 実施にあたっては、施設、人員、備品等に対し損害を与えないように必要な措置を行う。
損害を与えたとき、または損害を与えるおそれのあるときは、直ちに監理者の指示をうける。
緊急、やむを得ないときは、直ちに必要な措置を行い事後遅滞なく監理者に報告する。2. 特に監理者が指示する箇所では、作業員は防塵服等を着用し塵埃による機器等へ悪影響のないように留意する。 |

- | | |
|----------------|---|
| 1. 9 火気取締り等 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 作業を実施するにあたっては、火災、盗難の防止に注意する。 2. 事故発生の場合は、すみやかに応急措置をとるとともに、監理者に報告し、その指示をうける。 |
| 1. 10 安全管理 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 危険を伴う清掃作業は、関係諸法規に従うとともに、安全・衛生面の管理ポイントを十分に把握し、作業内容に即した安全管理計画書（仮設計画書を含む）、及び作業前確認書ならびに安全管理チェックシートを作成し、監理者・当該建物管理者等と協議のうえ作業を行う。
 なお、機械室等内での作業において、危険が予想される場合は、管理部署の立会いを求めて作業を行う。 2. 高所作業では、十分な安全設備と安全装具であることを確認し、作業員の健康状態を常に把握・確認のうえ作業中の転落等の事故防止に努める。 |
| 1. 11 光熱・水道の利用 | <p>光熱・水道などは施設を事前に監理者の承認を得て無償で利用することが出来る。</p> |
| 1. 12 あと片付け | <p>受注者は常に整理・整頓に心がけ、清掃作業終了後は、すみやかにあと片付け清掃を行う。</p> |
| 1. 13 実施の確認 | <p>作業終了後は、確認のうえ、これを監理者に報告する。</p> |

第2章 清 掃 方 法

2.1 作 業 区 分

1. 庁舎等の窓、扉、ガラスクリーンなど直接建物に付帯するガラス全部を清掃するもので、清掃区分は両面とし次による。
 - A. 足場を必要としない箇所。
(庇等があり脚立等を利用して安全に作業のできる箇所)
 - B. 足場仮設を必要とする箇所。

2.2 作 業 方 法

1. ガラス面に良質なクリーナーを規定量調合した水溶液に塗布したうえ、雑布スポンジ、スクイジー等で汚れを拭きとる。
油、しみなど特に汚れのはなはだしいときは上記の作業を繰返すこと。
2. 上記作業終了後、清水ですすいだ固絞りの雑巾等を用いて汚水液を拭きとり曇りのないように仕上げること。
3. 作業区分Aの清掃は社員の執務などに悪影響を与えないよう注意する。
作業に支障となる椅子等で移動できるものは移動して実施する。
4. 作業区分Bの清掃で脚立等は作業その外に支障ない安定した位置に設置し、組立、解体時には社員はもちろん備品、建物等に危害を与えないよう十分注意する。
5. 作業区分Cの清掃で命綱等をはかける際はその固定物の安全性および強度を十分確認する。
6. 作業区分Dの清掃でゴンドラ等を使用する場合は機械の種別、性能などを十分に考慮し、常に正常な性能が発揮できるように整備したものを使用する。
又、清掃中異常を発見した場合は使用を停止して直ちに点検整備を行う。
なお、機械等を建物の一部に固定する場合はその周辺物の安全性および強度を十分確認する。
7. 高所作業では作業員の安全はもちろん器具の落下などによる通行人等への危険防止に十分注意する。
8. 特に必要な危険防止、養生等は下記による。

a. 建 物 名	危険防止及び養生等の内容